

3月議会の報告 ⑤ 請願・陳情の審査結果

2012.5.13 議会報告会

担当：漢人 明子／議会運営委員

請願・陳情は、憲法第16条の「請願権」によって誰にでも保障されているもので、市の行政などに要望があるときには、どなたでも市議会に請願や陳情をすることができます。

まず、請願・陳情の手続きの流れと小金井市議会の特徴を説明します。お手元の小金井市議会ガイドブックの8ページ、14ページ、15ページを参照してください。ちなみにこのガイドブックは7～8年前の議員による手作りのものです。

請願書・陳情書は、議会事務局で受け付けます。議会は年4回の定例会がありますが、それぞれの開会2日目の夕方5時までに提出されたものは、その定例会の中の委員会で審査し、同じく定例会最終日の2日前の夕方5時までに提出されたものは次の定例会までの間に開かれる委員会で審査します。委員会で審査が終わり採決を行うと、その結果を本会議で報告し全議員による議決を行います。

小金井市議会では、全国的にも注目されるほどのとてもたくさんの請願書・陳情書が提出され審査しています。全国市議会議長会の調査によると全国平均は年19件ですが、小金井市議会では84件です。また、その取扱いについては、3つの特徴があります。

一つは、請願も陳情も同じ取扱いをしていることです。

請願の場合は紹介議員が必要ですから、市民だけでは提出できないのですが、その請願は議題にして審査するけれども、陳情は議員に回覧するだけ、あるいは議長が目を通すだけ、という議会が多くあります。小金井市議会ではまったく同じ扱いをしていて、提出されるのは陳情がほとんどです。

二つめは、請願者・陳情者は趣旨説明ができることです。

請願・陳情は本会議で手続きをして、各委員会で分担して内容の妥当性や、市の施策に反映させるべきか否かなどを決めます。請願・陳情の代表者などが趣旨説明や補足説明を希望したときには、各委員会の審査の前に委員会協議会を開いて、15分以内で発言していただく機会を設けています。

三つめは、処理結果等を市民に公開していることです。

小金井市では、採択した請願・陳情が行政の中でどのように検討・対応されたのかは、6か月後に市長や教育長から議長に報告されることになっています。市議会では、その内容を請願・陳情代表者の方に郵送でお知らせしています。また、議会図書室でどなたでもご覧いただくことができますようにしています。

請願・陳情の書き方、提出の仕方は簡単です。小金井市議会ガイドブックや、市議会のホームページをご覧ください。また、議会事務局や議員にご相談いただければご説明します。

それでは、お手元の議会だよりの7ページと8ページの「請願・陳情の審議結果」をご覧ください。3月議会で結論を出した31件の議決結果が掲載されています。これらの内、賛否の別れた特徴的な陳情について概要を報告します。

まず、7ページの上の方に**総務企画委員会**が担当した「**市民交流センター**」に関する陳情が5件あります。市民交流センターの取得の是非はこの間の市政の重要課題の一つでした。先ほどの森戸議員からの臨時議会での決議の報告でも述べられたような賛成・反対の立場があり、さまざまな観点からたくさんの陳情書も提出され、審査してきました。

次に、その少し下に**建設環境委員会**が担当した「**都市計画道路事業（小金井3・4・12多磨墓地公園線）の見直しに関する陳情書**」があります。3・4・12号線というのは図書館本館の前、ジャンメの踏切のあった道路です。

これまでもマンション建設や道路拡幅などの見直しを求めるたくさんの陳情書を審査してきました。陳情書はそれぞれ個別のケースで提出されますが、そのほとんどにおいて、建築基準法や都市計画のあり方そのものの問題点が浮き彫りになっています。

今回の陳情は都市計画道路の拡幅によって、沿道マンションの敷地が狭くなり建て替え規模など大きな影響があるにもかかわらず、販売時に業者からの適切な説明がなかったことなどから、計画の見直しを求めるものでした。賛成意見としては「昭和37年の道路の都市計画が決定されてから社会や市の状況は変わり、該当部分の道路の危険性も解消され、道路拡幅の必要は低下したため、計画は見直すべき」「地元住民からの見直しの要望がでていいるのだから強行するべきではない」というもので、一方、反対意見は「法にのっとった手続きが進められてきたものであり、見直すべきではない」というものでした。委員会では賛成少数で不採択となり、本会議でも同様に不採択となっています。

次に7ページの一番下と8ページの上から2番目に**議会運営委員会**が担当した「**議場への国旗や市旗の掲揚に関する**」陳情書が二つあります。

議会運営に関する陳情書ですから他の委員会のように市当局に対する質問という形にはなりません。反対の立場の議員からは「歴史的な経過の中で日の丸に対して複雑な思いを持つ方も多い」「日の丸掲揚は国旗国歌法制定時に確認された内心の自由を侵すことにもつながる」「市議会でも100年ぐらいかけて議論していくくらいの非常に重たい問題」「内面的に日本人としてのアイデンティティを磨くことは重要だが議場に国旗を掲げることにはつながらない」などの発言がありましたが、賛成の理由は特に述べられませんでした。委員会では可否同数で委員長採決により不採択、本会議では賛成少数で不採択となりました。

最後は8ページ真ん中あたりの**厚生文教委員会**担当の「**公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情書**」です。

国の施策に対して、小金井市議会として意見書を出してほしいというものです。委員会では賛成の立場での意見が述べられ、採決の結果、賛成多数で採択となりましたが、本会議では逆転し賛成少数で不採択となっています。本会議では「年金支給額物価スライドの凍結・抑制の解消は経済を冷え込ませる」との賛成討論が行われています。議会だより 8 ページの中央に要旨が掲載されていますのでご覧ください。

以上が、3月議会で結論を出した 31 件の陳情書から特徴的なものについての報告です。

そして、議会だより 8 ページの下半分に掲載されているように各委員会で引き続き審査する陳情が現在 35 件あります。それぞれ記載されている日程で、審査をしていきますので、ご注目ください。